

平成25年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成25年6月12日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 7号 平成24年度四万十町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 8号 平成24年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 9号 平成24年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第47号 町道路線の認定について
- 第 9 議案第48号 町道路線の変更について
- 第10 議案第54号 平成25年度認定こども園たのの新築工事（建築主体）請負契約の締結について
- 第11 議案第49号 四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 第12 議案第50号 四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第51号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第52号 四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第53号 平成25年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第16 陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第16まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（19名）

2番	榎野章君	3番	田邊哲夫君
4番	岩井優之介君	5番	中屋康君
6番	津野吉得君	7番	山上利嗣君
8番	緒方正綱君	9番	橋本保君
10番	堀本伸一君	11番	林健三君
12番	山岡義正君	13番	吉村アツ子君
14番	下元真之君	15番	下元昇君
16番	森健吉君	17番	酒井祥成君
18番	竹内常喜君	19番	岡峯久雄君
20番	宮地章一君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	高瀬満伸君	副町長	渡部睦君
政策監（医師確保）兼十和大正診療所事務長	左脇淳君	会計管理者	永尾ゆみ君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	企画課長	森武士君
商工観光課長	植村有三君	管財契約課長	宮地正人君
税務課長	敷地敬介君	農林水産課長	熊谷敏郎君
建設課長	佐竹一夫君	環境課長	山脇一生君
町民課長	柴久幸君	健康福祉課長	市川敏英君
上下水道課長	高橋一夫君	教育委員長	中岡全君
教育長	宮崎勲君	教育次長兼学校教育課長	岡澄子君
生涯学習課長	野村和弘君	農業委員会会長	林幸一君
農業委員会事務局長	西谷久美君	代表監査委員	松本悟志君
総務課財政班長	大元学君		
大正総合支所			
支所長兼地域振興課長	下藤広美君	産業建設課長	永尾一雄君
町民生活課長	津末和宏君		

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡 本 順 一 君	産業建設課長	仲 治 幸 君
町民生活課長	林 久 志 君		

~~~~~

事務局職員出席者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 議会事務局長  | 田 辺 卓 君   | 次 長 | 武 田 枝 里 君 |
| 臨時事務補助員 | 西 川 香 穂 君 |     |           |

~~~~~

午前9時32分 開会

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成25年第2回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により10番堀本伸一君及び13番吉村アツ子君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては一昨日の6月10日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） おはようございます。議会運営委員会より報告をいたします。

一昨日の6月10日に議会運営委員会を開催し、平成25年第2回四万十町議会定例会の会期日程は本日6月12日より6月20日までの9日間と決定をいたしましたので、報告をいたします。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日の6月12日から6月20日までの9日間であります。

お諮りします。

平成25年第2回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成25年第2回定例会の会期は本日から6月20日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定などにつきましてはお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管してありますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成25年3月17日、大正大奈路小学校閉校記念式典に議長ほか教育民生常任委員全員が出席しました。

平成25年3月25日、平成25年第1回四万十町交通安全町民会議に橋本副議長が出席しました。

平成25年3月30日、四万十町滞在型市民農園新棟及びコミュニティ施設竣工式に議長、林産業建設常任委員長が出席しました。

平成25年4月7日、第5回四万十川桜マラソンに議長、橋本副議長、堀本教育民生常任委員長が出席しました。

平成25年4月10日から11日、診療所並びに町内医療機関の医師確保のため国へ陳情書の提出をするために議長、橋本副議長、堀本教育民生常任委員長が上京しました。

平成25年4月13日、高知市で開催されました高知四万十会春の大会に議長、山岡議員、槇野議員、吉村議員が出席しました。

平成25年4月14日、十和総合支所及びコミュニティセンターとおわ落成記念式典に議長ほか5名の総務常任委員が出席しました。

平成25年4月20日、十和体育館で開催されました十和地区慰霊祭に橋本副議長が出席しました。

平成25年4月19日より21日、議長が韓国高敞郡（コチャンゲン）を訪問し、この時期に開催される「麦畑祭り」への参加などを通して、今後の交流事業についての協議を行いました。

平成25年4月23日から24日、広島県の先進地を訪問し、18名の議員が6次産業化及び住民自治組織について視察研修をしました。

平成25年5月20日、平成25年度高知県予土線利用促進対策協議会総会に橋本副議長が出席しました。

平成25年6月8日から9日、東京都で開催されました東京四万十会総会に議長、山岡議員、田邊議員が出席し、高速道路を生かしたまちづくりについての意見交換会を行いました。

議長会の件につきましてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第4 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出がっております。

これを許可します。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 皆さん、おはようございます。

梅雨も半ば、心配されておりました台風につきましては何とか直撃は免れたというふう  
に思っておりますけれども、これから本格的な台風シーズンを迎えまして災害等も心配を  
されるところでございますが、本日は議員の皆さんのご出席をいただきまして、平成25  
年6月定例会が開催されますことを厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、3月定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、3点に絞って  
ご報告を申し上げます。

まず第一点でございますが、平成24年度一般会計の歳入歳出決算見込みについてご報  
告を申し上げます。

平成24年度の一般会計決算見込額は歳入の総額が154億7,773万円、歳出総額  
148億5,072万円で、歳入歳出の差引額は6億2,701万円となりまして、この  
うち翌年度へ繰り越すべき財源1億5,482万円を差し引いた実質の収支額は4億7,  
219万円を見込んでおります。

現在、決算調整並びに分析を行っておりますが、歳出総額の前年度比較では、平成23  
年度からの繰越事業である本庁舎建設や町道の改良、大正中学校施設整備事業など、平成  
23年度の繰越明許費に係る決算分4億9,693万円をはじめ、本庁舎や十和総合支所  
の複合施設、汚泥再生処理センターといった大規模施設の建設や、緊急の課題となってお  
ります地震・津波避難対策などの大型事業を実施いたしました。ひかり保育所建設や学  
校施設耐震化事業の完了等で減額となりましたため、平成23年度の決算額と比較をいた  
しますと、歳出では7,042万円・0.5%の減少と、前年度並みの決算規模となった  
ところでございます。

なお、基金につきましては、本庁舎や十和総合支所複合施設建設等の施設整備に係る財  
源として施設等整備基金1億8,400万円を取り崩す一方、予定しておりました財政調

整基金2億円の取り崩しを見送るとともに、新たに今後の公共施設の大規模改修や修繕等に対する積立てといたしまして、施設等整備基金へ2億7,500万円の積立てを行っております。

また、歳入面では、普通交付税におきまして、国勢調査における林業従事者数の増加に伴う影響分や、新たに創設をされました「地域経済・雇用対策費」等で増額となり、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税では、国勢調査人口の減少等により大幅な減少となりました前年度と比較をいたしまして2億5,902万円・3.8%の増加となっております。

近年、国の補正予算等に伴い、前倒しも含めた有利な補助事業等を優先的に進めてまいりましたが、今後は大詰めを迎える本庁舎や汚泥再生処理センターの建設をはじめ、地震・津波避難対策といった緊急かつ重要な課題への対応等と合わせて、地域活性化施策の推進に向け『総合振興計画』の「後期実施計画」に沿った取組を進めてまいります。

なお、9月定例会におきまして決算認定として提案をさせていただく予定でございますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げ、平成24年度一般会計決算見込みについてのご報告とさせていただきます。

二点目が、南海トラフ上の巨大地震における被害想定についてでございます。

高知県は5月15日に南海トラフ巨大地震の県内の被害想定を取りまとめ、公表をされました。この想定は、昨年12月に公表されました【高知県版第2弾】震度分布・津波浸水予測の結果を基に、過去の事例等に基づいて被害の規模を推計したものでございまして、高知県及び市町村が進める今後の南海地震対策への前提とするため、また、被害規模を明らかにすることで住民の防災対策への理解を深めるとともに、具体的な被害軽減効果を示すことで自助・共助の取組を促進することを目的としたものでございます。

公表されました本町におけます最大の被害想定は死者数で650人、建物全壊棟数6,000棟、地震発生1日後の避難者数7,300人などの推計結果となっており、これまでの南海地震対策の対象としてきました発生頻度の高い一定程度の地震・津波の被害想定と比較をいたしますと、それぞれ大幅な増加となっております。

今回の被害想定は、例えば「現状の住宅の耐震化率」や「迅速な津波避難行動をとる人の割合が低い」などの前提条件を設定して最大の被害を推計したもので、住宅の耐震化や津波からの早期避難など、さらなる対策を進めることで被害は大きく減らすことができるものというふうに考えております。

このことにつきましては、自主防災組織の会合や区長会など機会あるごとに説明をしまいましたが、町民の皆さんには最大クラスの地震・津波がどの程度のものか具体的なイメージを持ち、「正しく恐れる」こと、また、家庭や地域で事前に備えることが大切であるという認識を改めて深めて持っていただきたいと思います。

今回の被害想定によりまして、新たに備蓄食料の不足などの課題も浮き彫りとなりましたが、町民の皆様の生命を確実に守ることを基本といたしまして諸計画の見直しを進め、全庁挙げて取組を推進していく所存でございますので、議会をはじめ関係機関、町民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、高速道路の四万十町延伸による交流人口の拡大についてご報告を申し上げます。

高速道路の延伸から6か月が経過をいたしましたので、開通後の状況等についてご報告をさせていただきます。

国土交通省の正式発表では、ゴールデンウィーク4月27日から5月6日までの10日間の交通状況は、平均日交通量が1万3,600台から1万4,800台で、国道部を合わせました平均断面交通量は昨年と比べて約20%増加をいたしており、「道の駅めぐり窪川」、「道の駅四万十とおわ」では入込客数が増加したとの報道がございました。

株式会社めぐり窪川では、12月9日の開通以降は売上高が約1.7倍に増加をするとともに、年間の来場者数は1.2倍の約44万2,000人、これ、昨年度は36万7,000人でありましたが、また、道の駅四万十とおわでは、1月から4月の4か月間を比較いたしますと、来場者で約8%の増の約4万500人、売上げでも約9%の増となっております、三間インターが開通をした去年と比較をしても多くなっております。

また、中間点であります道の駅四万十大正につきましても同様の4か月間を比較いたしますと、来場者で約17%増の8,960人、売上げも約21%の増となっております、これらのことから周辺の販売店やレストランも同様の傾向が現れていると思われます。

なお、その他の主要観光施設の状況については現在調査中でございます。

四万十町への観光客増加などは、これから夏にかけてがピークになると考えておりまして、昨年度には町内主要観光施設5か所に観光案内板の設置も完了し、「食のどんぶり街道」も加盟店を7店舗増加させまして、町内全域へと観光客の流れを作っていく取組を加速させているところでございます。緊急雇用事業を活用し、観光協会に2名の観光コンシェルジュを雇用し、観光案内の充実も図っております。

また、ホビー館は一昨年のオープンから17万人が全国から来場していただいております。四万十町へ集客する観光の拠点施設として、全国への観光客誘致に向け情報発信をしていくとともに、今年度の取組といたしまして、「商店街にぎわい事業」により、地域特性を生かした商店街の活性化も推進をしながら、四万十町を「見て、食べて、体験」をしていただき、何度も何度も訪れていただく「四万十町のファン」の獲得の取組、また、通過点ではなく滞留・滞在型の観光を引き続き目指してまいります。

以上で行政報告を終わらせていただきますが、議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。

日程第5 報告第7号から日程第7 報告第9号までを報告後、日程第8 議案第47号、日程第9 議案第48号及び日程第10 議案第54号の3議案を上程・説明・審議・採決後、日程第11 議案第49号から日程第15 議案第53号までの5議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第16 陳情はそれぞれの所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第5 報告第7号平成24年度四万十町一般会計継続費繰越計算書の報告について、日程第6 報告第8号平成24年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第7 報告第9号平成24年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは報告第7号、報告第8号及び報告第9号、以上の3件のご報告についてご説明を申し上げます。

まず、報告第7号平成24年度四万十町一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございます。

本報告につきましては、平成24年度から平成25年度までの2か年を設定期間といたしまして、平成24年度に定めました本庁舎建設事業に係る継続費のうち平成24年度の年割額の一部につきまして翌年度に繰越す額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、通次繰越額並びに財源内訳等につきまして議会にご報

告をさせていただくものでございます。

この継続費につきましては、地方自治法施行令第145条第1項におきまして、「会計年度の年割額に係る算出予算のうち、その年度内に支出できなかったものは当該継続費の継続期間の終わりまで通次繰越で使用するができる」というふうに定められており、本庁舎建設事業に係る平成24年度の年割額3億944万円のうち平成24年度内の支出済額2億8,605万3,215円を除いた残額2,338万6,785円を当該年度内に支出できなかった経費として、翌年度に通次繰越をして使用するものでございます。

なお、通次繰越額並びに財源内訳等につきましては継続費繰越計算書に記載のとおりとなっております。

次に、報告第8号平成24年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び報告第9号平成24年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、以上2件の繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

この両報告につきましては、平成24年度予算におきまして繰越明許費のご承認をいただておりました各事業につきまして、平成25年度へ繰越す額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越額及び財源内訳等につきまして議会にご報告をいたすものでございます。

まず一般会計につきましては、国の緊急経済対策に基づく平成24年度国の補正予算(第1号)に伴う事業や十和総合支所複合施設建設事業、津波避難対策推進事業など計28件、総額で14億2,235万9,000円の繰越額となっております。その内訳は総務費3億7,322万円、民生費335万7,000円、衛生費1,881万5,000円、農林水産業費1億4,714万3,000円、商工費6,554万4,000円、土木費で2億9,721万3,000円、消防費4億1,022万5,000円、教育費で1億684万2,000円となっております。

次に、簡易水道事業特別会計でございますが、仁井田簡易水道区域拡張事業の配管工事や十川統合簡易水道事業の配管工事などの建設改良費で計2件、総額8,837万4,000円の繰越額となっております。

なお、各事業の繰越額並びに財源内訳等につきましては、それぞれ繰越明許費繰越計算書に記載のとおりとなっております。

以上、平成24年度四万十町一般会計継続費繰越計算書、平成24年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書並びに簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の3件のご報

告とさせていただきます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第8 議案第47号町道路線の認定について、日程第9 議案第48号町道路線の変更について、以上、議案第47号から議案第48号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第47号及び議案第48号の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第47号町道路線の認定についてでございます。

1番目は整理番号（窪川）195、香月が丘西7号線でございます。当路線は宅地造成により整備をされました路線であり、路線沿線に住家が5戸存在し、地域の生活道として利用されておりますことから、町道に認定をし、維持管理を図っていかうとするものでございます。

次に整理番号（窪川）336、日野地後川線でございます。当路線は町道日野地線から分岐をした地域の生活道でありまして、路線沿線に住家が6戸存在し、地域の生活道として利用されておりますことから、町道に認定をし、維持管理を行っていくというものでございます。

続いて、整理番号（窪川）688、天ノ川中間線でございます。当路線は路線沿線に集会所及び住家が3戸存在をし、地域の生活道として利用されておりますことから、町道に認定をし、維持管理を図ろうとするものであります。

続いて、整理番号（大正）20218、中津川9号線でございます。当路線は路線沿線に町管理の憩いの家や加工場及び住家が2戸存在し、地域の生活道として利用をされておりますことから、町道に認定し、維持管理を図っていくものでございます。

続きまして、整理番号（大正）20219、中津川10号線でございます。当路線はふると林道松原中津川線開設事業時に整備をされました町道と林道を結ぶ路線でありまして、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定し、維持管理を図っていくものであります。

続いて、整理番号（大正）20220、四手ノ川松ノダバ線でございます。当路線は町

道四手ノ川線のバイパスへのルート変更に伴う旧道の区間について町道に認定し、維持管理を行おうとするものであります。

次に、議案第４８号町道路線の変更についてでございますが、今回変更を行う路線は整理番号（大正）２００５３、四手ノ川線でございます。当路線は県の代行工事により引継ぎを受けましたバイパスの部分について、ルートを変更し、町道として維持管理を図っていかうとするものであります。

以上、町道の認定及び変更につきまして、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第４７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４７号町道路線の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第４７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第４８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４８号町道路線の変更についてを採決します。

議案第４８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第１０ 議案第５４号平成２５年度認定こども園たのの新築工事（建築主体）請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第５４号平成２５年度認定こども園たのの新築工事（建築主体）請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成２４年４月に田野々幼稚園と田野々保育所の幼保統合により開園をいたしました認定こども園たのの施設につきましては、既存施設を活用した分園方式で運営をいたしておりますが、開園当初より幼保統合の総合施設としての整備を平成２５年度末までに行うことを計画いたしておりまして、今回新たに園舎の建設を行おうとするものでございます。

工事内容といたしましては、地元産材をふんだんに利用した新園舎の建築主体工事を主とし、その工事に合わせまして倉庫・プール・正門・外構・遊具などを整備することといたしております。

入札の状況についてでございますが、指名競争入札方式により去る５月１４日付けで１３社に指名通知を行いましたが、４社より辞退届がありましたので、９社によって６月６日に入札を行いました結果、株式会社田邊建設が１億８，１５０万円をもって落札をいたしました。この落札価格に５％の消費税９０７万５，０００円を加えました１億９，０５７万５，０００円で工事請負契約を締結しようとするもので、工事請負契約の締結につきまして地方自治法第９６条第１項第５号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、よろしくご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） それでは、認定こども園たのこの新築工事について何点かお伺いをします。

今、町長の説明がございましたように、今回指名競争入札で13社で行い、辞退が4社。9社で行われておりますけれども、そのうち無効と失格が1社ずつおり、実質は7社の入札結果だと思うんですけれども。これまで、町としましてはいろいろないわゆる請負契約については町内業者を優先したいということから地域密着型を主に選択していただき、できるだけ町内業者に仕事を取っていただくということでやってきましたけれども、今回のこの結果につきましては、県内の大手が勢ぞろいといったようないわゆる指名競争入札になって、落札率も90.03と近年では非常に、入札のパーセンテージでは非常に低い落札率で決定しておりますけれども、一点だけまずお伺いしたいのは、今回この指名競争の以前にいわゆる地域密着型で行ったのか、あるいはそういったことを考えたのか、まずこの点についてお伺いをします。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） お答えをいたします。

まず、こども認定園の経過について報告をいたします。

ご質問のとおり4月25日に一般競争入札、条件付きの入札を行いまして、入札の条件といたしましては、2億を超えるということでJVという形で実施をさせていただきました。代表構成員といたしましては18社で、A等級で、高知県内で950点の者を選んで公募をいたしました。四万十町内では特定業者で5社ございます。そして、その他の構成員としましては町の、四万十町内の建築工事のC等級以上の業者12社が該当になりますけれども、そこで一般競争入札の公募をしましたところ1社のみと、1社しか参加資格の申請がございませんでしたので、入札不調ということで改めて審査会を開きまして、今回の指名競争入札で実施したという経過になっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 全員欲しかったけども、結果なくて、入札もせずに一般指名競争で行った結果ということで分かりました。

そこで、もう一点だけ。この入札記録見ますと、最終的には町内の業者が落札いたして

おりますけれども、あと1社は無効と。いわゆる予定価格を上回って無効になっておりますけれども、残りの3社は辞退、町内の業者は辞退ということですが、これ、やはり今町内ではいろいろな大型の公共工事をやっておりますので、建築部門ではやはり1級建築技師を要しているかどうかということで、この技師がいないと入札に参加できないということかなと思うんですけれども、残念なことに町内5社のうち3社が辞退ということですが、そういったふうな考えでよろしいでしょうか。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） 議員さんのおっしゃるとおりです。

5,000万以上の工事については特定建設業者の資格が要ります。1級建築士の資格が要るということで、辞退されたところにつきましては専任技術者の配置の問題と別の工事を構えることができなかったということでの辞退という形になっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） それでは、3回目ですので最後になりますけれども、一点だけ確認をいたします。

この入札記録はあくまでも建築主体でありますけれども、建築主体以外には電気でありますとか設備、これが常に伴いますけれども、これ、今回の議案書には載ってないのは、恐らく5,000万円以下の事業かなということで議案書に載ってないと思うんですけれども。もし良ければ、この電気と設備工事については多分これ、分離発注でやっていると思うんですけれども、いわゆる町内業者さんの地域密着型でこちらのほうの工事はやられたのか、あるいはこの本体工事と同じような指名競争でやられたのか、その点について最後にお伺いをします。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） お答えします。

議員さんのご質問のとおり、分離発注でやっております。基本的に町内でできるものは町内で発注ということで、一般競争入札で町内の方が落札をしております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

中屋康君。

○5番（中屋康君） 私も契約の内容等々については承知をしましたが、一点確認をさせ

ていただきたい。事業量という内容になって、園舎・倉庫・プール・それから正門・外構・遊具等となっております。

最近のこの動きの中で、地域の方のお話を聞く中で、外構、いわゆる外周りのところで、今ある通路が、自動車用の通路があるんですが、それを今度、遊具等々が狭あいであるのでちょっと広げたいと。そこについては歩道にしながら、ちょっと幾分拡張するような話があるんですが、これについて話が見え隠れする部分があったり、それから地域の皆さんには説明会を持ったりしておるようですが、これはこういう整理付けをした後の今回の発注になっているのか、そのあたりの確認をさせてもらいたいと思います。

○議長（宮地章一君） 大正町民生活課長津末和宏君。

○大正総合支所町民生活課長（津末和宏君） お答えを申し上げたいと思います。

当初町道のほうに随分来るということで、歩道ということになってたようでございますけれども、その後設計内容等を精査した結果、あこに下水道がございます。下水道の配管のところまでの拡張でオッケーということになっておりまして、従来どおり町道が確保でき、ただ、2 m 5 0 cm程度、ちょっと若干狭くなりますが、従来どおり町道として確保できるということになっておりまして、せんだって行われました大正地区の区長会のほうではご報告を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） じゃ、今現在ある拡幅幅を確保して、もうそのままの状況であるということですね。もう一点その確認。

○議長（宮地章一君） 大正町民生活課長津末和宏君。

○大正総合支所町民生活課長（津末和宏君） 若干町道のほうに来ますので、先ほど説明しましたけども、町道が若干は狭くはなります。そういうことです。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） じゃ、そういう内容で区長会のほうにもお話があるということで承知をしたいと思うんですが、元来、本来こういう形で動きがあるときに、あそこの利用する、車を入れる方もいらっしゃいますし、そのあたりのことについて事前にできればコンセンサス取ったほうが良かったかなという気はいたしますが、いずれにしても余りのこの拡幅幅じゃないということですので、そういった意味では承知しておきたいと思います。結構です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 一点だけお伺いをしたいと思います、この最低制限価格の設定はどのようにされておるのがまず第一点です。

そして、その中で失格の業者がおられますね、中に。この失格というのは、結局最低制限価格を下回ったということだと思いますが、これは全然そういう技術力がなくて失格という形ではないというふうに思いますが。その点でもっと安く本来でしたらできたということが確認できるわけですが、その点は、この最低制限価格の設定の仕方というのはどのようになっているのか、その点だけお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） 最低制限価格の設定ということですが、四万十町の契約規則の中で、15条の中で、最低制限価格の設定の範囲という形で、10分の9から10分の7の範囲までで設定するという形で、今回はその中での対応でやっております。

それから、最低制限価格を下回ってのことですが、そこについてはできるかできないか、できるからそれに、最低価格以下でやったというようには考えてはおります。

（17番酒井祥成君「はい、いいです」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第54号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号平成25年度認定こども園たのの新築工事（建築主体）請負契約の締結についてを採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩をします。

午前１０時１８分 休憩

午前１０時３０分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、管財契約課長の答弁に誤りがありましたので、訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） 先ほどの認定こども園の入札のご質問で電気、機械につきまして一般競争入札というお答えをしましたけれども、指名競争入札の間違いでございますのでよろしくお願いします。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第１１ 議案第４９号四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第４９号四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

国は平成２５年度の地方公務員の給与について、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題であり、こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するためとして、平成２４年度における国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の規定に基づく国家公務員の給与の削減措置を踏まえ、本年７月から来年３月末までの間、国に準じた措置を地方も講ずるよう要請をしてまいりました。

国が地方との十分な協議をせずに、一方的に地方交付税を削減し、協力を要請してきた経緯には大いに問題があるものの、交付税削減が今後の町の財政運営に与える影響、町が直面をする南海トラフ巨大地震対策の重要性、緊急性等を併せて鑑み、職員の給与削減措置を実施せざるを得ないと判断し本条例を提案するものでございます。

本条例の主な内容につきましては、一般職、特別職の給料月額及び諸手当を減額する内容となっており、まず一般職の職員におきましては、給料月額について、国の減額後の給与水準を１００とし、本町の給与水準とを比較したラスパイレス指数１００．９につきま

して、国を上回っている部分を減額するため、給料の月額を平均で0.9%削減をすること。

次に、管理職手当を国に準じて10%を削減すること。

さらに、給料月額に連動をした時間外勤務手当等の手当について、その算定の基礎であります給料の減額の影響をそのまま反映させることが主な内容でございます。

また、町長、副町長、教育長の特別職におきましては、管理職の給料月額の減額、管理職手当の削減を勘案しまして、給料月額を3%削減することといたしました。減額の期間につきましては、本年7月1日から来年3月末まででございます。

なお、国と同じ減額措置要請のあっております期末勤勉手当につきましては、手当支給の基礎となる給料月額と併せ期末勤勉手当支給率を比較いたしました結果、減額後の国の支給水準を下回っておりまして、減額の必要はないと判断をいたしまして、減額措置は講じておりません。

以上、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号について質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第12 議案第50号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第50号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成23年4月1日施行されました議会基本条例に基づきます各常任委員会、議会報告会及び政策討論会の実施や研修等、各種の議会活動の中で常

任委員長等の時間的・経済的負担やその責任範囲が拡大していることに鑑みまして、各常任委員長等の月額報酬について見直しを行うものでございます。

改正の内容といたしましては、常任委員長及び議会運営委員長の月額報酬を現行の20万8,000円から5,000円引き上げて21万3,000円に改定をするものでございます。

なお、本改正につきましては5月21日に開催をされました四万十町特別職報酬等審議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますので、併せてご報告を申し上げます。

以上、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第13 議案第51号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第51号四万十町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は町民税におけます控除対象寄附金の拡大を図るものでございます。

平成20年の地方税法の改正により寄附金税制の拡充が図られ、個人住民税におけます寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうちから、市町村の条例により指定した寄附金が追加をされたところでございます。本町では、現在町の条例により指定した寄附金として、四万十町社会福祉協議会に対する寄附金を町民税の寄附金控除対象としているところでございます。

今回の改正は、四万十町社会福祉協議会のみとなっております本町の町民税に対する条例指定の寄附金について、町民に対する寄附金文化の醸成、他の公益法人、県や市町村との均衡からも拡大をする必要があると考えまして、町民税に対する寄附金控除対象寄附金の拡大を図るものでございます。

現在指定をしております四万十町社会福祉協議会に加え、原則高知県が条例指定を行っております県民税の控除対象寄附金対象法人等のうち、本町に主たる事務所を置く法人等に対する寄附金について、町民税寄附金控除の対象としようとするものであります。

また、第90条の改正につきましては、字句の修正を行ったものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第14 議案第52号四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第52号四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年度末をもって休校となりました志和小学校の校舎につきましては、施設の管理を地元へ委託し、併せて今後の活用方法等の検討もお願いをしてきたところでございますが、昨年発表をされました南海トラフ巨大地震の新想定におきまして、津波避難施設となっている小学校施設が浸水をする予測となり、また、耐震基準を満たしていない校舎が倒壊をいたしますれば避難経路をふさぐという状況も予想をされることから、改めて津波避難対策と現校舎の利活用につきまして地元の皆様と協議をさせていただいたところでござ

ざいます。

最大クラスの津波に対応できるよう校舎の裏山に新たな避難広場を整備するという計画を取りまとめる中で、校舎を取り壊し、避難経路として跡地を活用することが最も安全で効率的であること、少子化が急速に進む本地区では小学校の再開は望めないことなどから、校舎の取り壊しと廃校につきまして地元の皆様から同意をいただきましたので、条例で規定をいたしております小学校から志和小学校を除外するため一部改正を行おうとするものであります。

なお、廃校後の跡地につきましては、地元の強い要望であります校舎裏山への津波避難施設の早急な整備と並行しまして、工事車両用通路及び災害時の避難経路として利用するほか、地域の活性化に結び付く跡地利用計画を進めることといたしております。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第５２号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第５２号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１５ 議案第５３号平成２５年度四万十町一般会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第５３号平成２５年度四万十町一般会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、ＪＡ四万十地消地産推進事業への補助金や志和小学校校舎解体工事、有害鳥獣対策など事業の効果的な実施と事業の遂行に当たって、早急に対応せざるを得ない経費についての予算措置となっております。

なお、主要事業の概要につきましては予算説明資料として配付をさせていただいており

ますが、歳出の内容につきまして順にご説明を申し上げます。

まず議会費でございますが、議員定数等調査特別委員会の設置に伴い、今後予定をされております議員の定数等に関する町民アンケートの実施に要する経費といたしまして、36万円を計いたしております。

次に、総務費の総務管理費では、昭和地区にあります県職員住宅を町を通じてIターン者等へ貸付けるため、建物の借上料として40万円を計上いたしますとともに、これと同額を入居者からの家賃収入として歳入に計上いたしております。

また、当初に計上いたしておりました新エネルギー調査・研究委託料では、事業費の精査により38万9,000円の増額となっておりますが、県の補助金が見込まれることとなりましたことから、総事業費の2分の1に当たる94万4,000円を歳入の県補助金に計上をいたしております。

次に、志和小学校校舎解体事業では、先ほどもご説明を差し上げましたが、休校中の校舎等の利活用について、津波避難対策を含めた協議を進めてまいりました結果、避難行動等に支障を来す恐れもあることから校舎を解体撤去するため、設計管理委託料及び工事費で合わせて1,431万3,000円を今回新たに計上いたしました。

なお、跡地の利用につきましては志和地区全体の集会施設建設等について、地元と引き続き協議を進めてまいります。

また、一般コミュニティ助成事業では、財団法人自治総合センターの内示を受け十川地区が行う集会施設への備品購入事業に対する補助金として180万円を計上いたしております。

続きまして労働費の労働諸費でございますが、過疎対策事業債のソフト枠を活用し、産業振興基金により町が独自に実施をいたしております四万十町雇用創出事業補助金につきまして、新規の申請が当初の予想を上回り、今後も追加が見込まれますことから、不足が見込まれます1,032万5,000円を追加計上したところでございます。

次に、農林水産業費の農業費では、高速道路の延伸による入り込み客数の増加等に伴いまして、道の駅めぐり窪川の水不足が緊急の課題となっており、観光シーズンを迎える夏場の水不足の解消に向けて、工事費等で合わせて477万2,000円を新たに計上いたしております。

また、地消地産の拠点としてJA四万十が運営をしております「みどり市」につきまして、高知県産業振興推進総合支援事業補助金5,000万円の支援を受け、農家レストラ

ンの併設とみどり市のリニューアル等に対する補助金7,500万円を計上いたしたところであります。

次に、林業費では、有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者の人口増加を図るため、本年度から追加をされました県の新規のメニューを活用し、狩猟免許試験予備講習会等の受講料に対する補助金72万円を新たに計上いたしております。また、これまで以上に有害鳥獣の捕獲を促すため、国の新規事業を活用し、従来の捕獲報償費に加えて捕獲活動に対する上乗せを行うとともに、進入防止柵の設置補助等を行うため、合わせて1,289万4,000円を新たに計上いたしております。

最後に、商工費の商工総務費でありますけれども、見付縫製工場の雨漏り対策として、屋根の修繕工事費128万1,000円を新たに計上するとともに、観光費では、県の補助金を活用し、四万十町の西の玄関口に位置します十和地区の国道沿いに町内の主要な施設を紹介するための観光案内板を設置するため、工事費として64万6,000円を新たに計上いたしております。

以上が歳出の主な内容となっております、事業の効果的な実施と事業遂行に当たって、早急に対応せざるを得ない経費といたしまして今回計上させていただくものでございます。

一方、これを賄う歳入につきましては、第1表に記載のとおり、地方交付税・県支出金・基金繰入金・雑入及び町債の追加となっております。

これによりまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億2,290万円の追加計上となりまして、累計の予算額は歳入歳出それぞれ176億1,490万円となったところであります。

また、地方債の補正につきましては第2表地方債補正のとおり、過疎対策事業債の限度額を変更しようとするものでございます。

なお、平成24年度国の補正予算（第1号）に伴います「地域の元気臨時交付金」につきましては、その全額を平成25年度以降の事業に充当する予定でございますが、まだ交付金の総額が確定をいたしておりませんので、今後充当対象事業等の検討を行い、次の議会定例会において予算計上させていただくことといたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第16 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおりです。

会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時53分 散会